

信用保証料補助制度変更のご案内

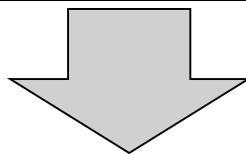
令和7年4月1日から、信用保証料の補助制度が変更します。

変更点

現行 令和6年度まで(令和7年3月31日までの融資実行分)

対象融資制度	補助率	限度額
・愛知県小規模企業等振興資金（振、振小）	80%	20 万円
・刈谷市商工業者事業資金（マル刈）		
・愛知県経済環境適応資金（パワーアップ資金）		
・愛知県経済環境適応資金（パワーアップ資金を除く）	100%	40 万円
・愛知県経済環境適応資金（環セ 80、環セ 100）	100%	100 万円

※市外事業者の限度額は2分の1



改正後 令和7年度から(令和7年4月1日からの実行分)

※申請額は少数点以下切り捨て

対象融資制度	補助率	限度額
・愛知県小規模企業等振興資金（振、振小）	80%	20 万円
・刈谷市商工業者事業資金（マル刈）		
・愛知県経済環境適応資金（ 創業等支援資金、事業承継資金 ）	100%	40 万円
・愛知県経済環境適応資金（ 上記以外 ）	50%	20 万円

※対象事業者を、市内本店登記（個人の場合住民票）かつ市内事業所を持つ者に限定する。

※自家用自動車の購入資金を含む融資に係る保証料（以下の場合）は対象外。事業用の自動車の場合は自動車検査証の写しが必要

自家用自動車…**3.5.7 ナンバー**の車両

自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）別表第2に掲げる人の運送の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び人の運送の用に供する小型自動車（これらのうち同令別表第3に掲げる自動車運送事業の用に供する自動車を除く。）並びにこれらに附属するものの購入

道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第2の4に掲げる人の運送の用に供する自動車（同令別表第2の5に掲げる事業用自動車を除く。）及びこれに附属するものの購入

注意点

○補助率 の考え方

令和7年3月31日までに融資実行した分は現行制度の補助率で計算してください。

○計算方法

新たな融資に係る保証料の金額から、回収条件のかかっている融資に係る返戻の金額※(手数料が引かれる前の金額)を差し引いたうえで、補助率を乗じて算定します。

○限度額 同一年度内の考え方

限度額は4月1日～翌年3月31日に受け付けたもので累積します。

同一年度内の限度額については融資実行日ではなく、提出日を基準に累計してください。

(例1)

令和7年3月31日融資実行、同日申請書提出の場合

補助率も限度額も現行制度での取り扱いとなります。令和6年度の限度額までの補助金の申請をしていただけます。また、令和7年度の限度額も使ったことにはなりません。

(例2)

マル刈 令和7年3月31日融資実行、令和7年4月1日申請書提出の場合

補助率、限度額は現行制度で計算し、補助率 80%、限度額 20 万円となりますが、令和7年度の限度額の累計に含みます。

(例3)

環特 令和7年3月31日融資実行、令和7年4月1日申請書提出の場合

補助率、限度額は現行制度で計算し、補助率 100%、限度額 40 万円となりますが、令和7年度の限度額の累計に含みます。

(例4)

令和7年4月1日融資実行、同日申請書提出の場合

補助率も限度額も新制度での取り扱いとなります。

【保証料30万円の場合】

振・振小、マル刈であれば、 $30 \text{ 万円} \times 80\% (\text{補助率}) = 24 \text{ 万円}$ となり、申請額は 20 万円(限度額)です。

環伴、環特などであれば、 $30 \text{ 万円} \times 50\% (\text{補助率}) = 15 \text{ 万円}$ となり、申請額は 15 万円です。

※年度末近くの申請で、返戻保証料の金額が提出に間に合わないなどは申請前に事前にご相談ください。